

締約国に関する情報 S L	シエラレオネ 一般情報	附属書 B 1 S L
国内官庁の名称	Administrator and Registrar General's Department (Sierra Leone) (行政登録長官部 (シエラレオネ))	
所在地	Roxy Building, Walpole Street, Freetown, Sierra Leone	
郵便のあて名	—	
電話番号	(232-22) 22 22 94, 22 68 15	
ファクシミリ装置	(232-22) 22 26 42	
加入電信番号	—	
電子メール	—	
インターネット	—	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願である場合は送付の日から1箇月以内に提出 他の書類の場合は、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はEMSの配達サービスを条件とする。	
シエラレオネの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、ARIPO事務局又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
シエラレオネが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：行政登録長官部 (シエラレオネ) (II巻参照) ARIPO保護：ARIPO事務局 (II巻参照)	
シエラレオネを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 実用新案 ARIPO：特許, 実用新案 (実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)	
国際型調査に関するシエラレオネの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	

[次頁に続く]

S L	シエラレオネ (続き)	S L
シエラレオネが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
シエラレオネが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	な し	
ARIPO特許については、附属書B2のアフリカ広域知的所有権機関 (AP) を参照		